

「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」ヒアリング 資料

猿橋 均 （自治労連書記長）

1. 消防職員の団結権回復を前提に、検討会での議論が進められていることを歓迎します。
2. 自治体や公務公共業務に働く者で構成する労働組合は、自らの賃金・権利・労働条件の向上という運動と、「住民全体の奉仕者」として住民のいのちと暮らしを守る職務を担い、住民本位の自治体行政をすすめる運動とを、統一してすすめることが必要だと考えています。
 - 1) 私たちの基本的な立場－「住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸福はない」
 - 2) 自治体や私たちの仕事が、大きく変質させられてきている。こんな時こそいきる、この立場
 - 3) 消防の職場でも財政危機や「効率化」のもと、現場の意思や実態からかけ離れた動きが進んでいます。住民の安心・安全を守る上で、自治体のあり方と結んだ運動が重要になっています。
3. 団結権が保障されないこと＝労働組合を作り、労使対等で自由に意見が言えないことは、今、消防が置かれている状況を改善する上で、さまざまな問題点を生み出しています。
 - 1) 団結権が保障されていれば話し合いで解決できることが、裁判ざたになってしまいます。
 - 2) 労働安全衛生でも対等な関係がありません。
 - 3) 消防職員委員会では労使対等の原則がなく「団結権の代償」とはなりえません。
 - 4) 労使対等の原則や職場の民主主義こそ、高いモチベーションを支える力です。
 - 5) こうした問題の解決を求め、私たちはILOに繰り返し要請をしてきています。
4. 団結権が回復されてこそ、職場の民主主義が守られ、消防行政が直面する課題の改善で、住民の安全・安心が図れます。
 - 1) 団結権の回復と労働組合があつてこそ、無用な労使間の対立が解決されます。
 - 2) 団結権の回復と労働組合があつてこそ、「運動」というチャンネルで、消防行政にとどまらず、自治体が直面する様々な課題の改善をすすめることができます。